

医療 精神科訪問看護 重要事項説明書

(年 月 日現在)

当事業所は利用者ご本人に対して訪問看護サービスを提供します。事業所の概況や提供されるサービスの内容、契約上ご注意をいただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者の概要

事業者名称	ハピネスケア株式会社
事業者所在地・電話番号	埼玉県さいたま市見沼区南中野 57 番地 電話番号048-685-5163
代表者役職・氏名	代表取締役社長 中村 真悟
設立年月日	昭和61年2月8日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護ステーション事業所
医療機関コード番号	66590129
事業所の目的	ハピネスケア株式会社 みぬま訪問看護ステーションが行う、訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において看護の提供に当たるサービス従事者が、利用者様の心身の状況等に応じて、適正な訪問看護サービスを提供することを目的とする。
事業所の管理者	程 塚 洋 子
事業所の名称	ハピネスケア株式会社 みぬま訪問看護ステーション
事業所所在地・電話番号	埼玉県さいたま市見沼区中川907番地 電話048-682-2280
当事業所の運営方針	1 ステーションの看護師等は、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援するものとします。 2 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
通常の実施地域	さいたま市 (上記地域以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。)

※ 上記の実施地域以外でサービスの利用をご希望される方は、ご相談ください。

3. 当事業所の営業日及び営業時間等

営業日	月～金（土曜日・日曜日・祝日及び12月30日～1月3日を除く）
営業時間	月～金 8:30～17:30
受付時間	月～金 8:30～17:30

4. 職員の配置

当事業所では、利用者ご本人に対して看護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。

従業者の職種	常勤	常勤兼務	非常勤	非常勤兼務	合計
管 理 者	名	名	名	名	名
看 護 師	名	名	名	名	名
理 学 療 法 士	名	名	名	名	名
事 務 員	名	名	名	名	名

5. サービス内容(給付の対象となるサービス)

1 病状・障害の観察	2 清拭・洗髪等による清潔の保持
3 食事及び排泄等の日常生活の世話	4 褥瘡の予防・処置
5 リハビリテーション	6 ターミナルケア
7 認知症患者の看護	8 療養生活や介護方法の指導
9 カテーテル等の管理	10 その他医師の指示による医療処置

6. 訪問看護療養費の算定方法

通則

- 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第1項に規定する指定訪問看護(以下「指定訪問看護」と総称する。)の費用の額は、区分番号02の注7に規定する場合を除き、区分番号01又は区分番号01-2により算定される額に区分番号02から区分番号05までにより算定される額を加えた額とする。
- 前号の規定により算定する指定訪問看護の費用の額は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、介護保険法(平成9年法律第123号)第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。
- 区分番号01の注2及び注4、区分番号01-2の注1から注3まで及び注10並びに区分番号02の注1から注3まで及び注10における届出については、届出を行う訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

区分

01-2 精神科訪問看護基本療養費(1日につき)

1 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)

イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 週3日目まで30分以上の場合 | 5,550円 |
| (2) 週3日目まで30分未満の場合 | 4,250円 |
| (3) 週4日目以降30分以上の場合 | 6,550円 |
| (4) 週4日目以降30分未満の場合 | 5,100円 |

2 精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)

イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合

(1) 同一日に2人

- | | |
|------------------|--------|
| ① 週3日目まで30分以上の場合 | 5,550円 |
| ② 週3日目まで30分未満の場合 | 4,250円 |
| ③ 週4日目以降30分以上の場合 | 6,550円 |
| ④ 週4日目以降30分未満の場合 | 5,100円 |

(2) 同一日に3人以上	
① 週3日目まで30分以上の場合	2,780 円
② 週3日目まで30分未満の場合	2,130円
③ 週4日目以降30分以上の場合	3,280円
④ 週4日目以降30分未満の場合	2,550円
3 精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	8,500円

注1 1については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者又はその家族等(注2に規定する同一建物居住者を除く。)に対して、その主治医(保険医療機関の保険医であって精神科を担当するものに限る。以下この区分番号において同じ。)から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士(精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有するものに限る。以下この区分番号において「保健師等」という。)が指定訪問看護を行った場合に、利用者1人につき、精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)並びに区分番号01の訪問看護基本療養費(Ⅰ)(ハを除く。)及び(Ⅱ)(ハを除く。)を算定する日と合わせて週3日(当該利用者の退院後3月以内の期間において行われる場合は週5日)を限度として算定する。

2 3については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者又はその家族等であって、同一建物居住者であるものに対して、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者1人につき、精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)並びに区分番号01の訪問看護基本療養費(Ⅰ)(ハを除く。)及び(Ⅱ)(ハを除く。)を算定する日と合わせて週3日(当該利用者の退院後3月以内の期間において行われる場合は週5日)を限度として算定する。

3 4については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者(入院中のものに限る。)であって、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対し、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合に、入院中1回(区分番号01の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合にあっては、入院中2回)に限り算定できる。この場合において、同一日に区分番号02に掲げる訪問看護管理療養費は算定できない。

4 1及び3については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者の主治医から精神科特別訪問看護指示書の交付を受け、当該精神科特別訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合には、注1及び注2の規定にかかわらず、1月に1回に限り、当該指示があった日から起算して14日を限度として算定する。

5 訪問看護ステーションの保健師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が1時間以上である者に対して指定訪問看護を行い、次のいずれかに該当する場合、特別地域訪問看護加算として、所定額の100分の50に相当する額を加算する。

イ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行う場合

ロ 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護ステーションの保健師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合

6 1及び3については、利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医(診療所又は在宅療養支援病院の保険医に限る。)の指示に基づき、訪問看護ステーションの保健師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合には、精神科緊急訪問看護加算として、1日につき2,650円を所定額に加算する。

7 1及び3については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、訪問看護ステーションの保健師等が、長時間にわたる指定訪問看護を行った場合には、長時間精神科訪問看護加算として、

週1日(別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週3日)を限度として、5,200円を所定額に加算する。

- 8 1及び3(いずれも30分未満の場合を除く。))については、訪問看護ステーションの保健師又は看護師が、当該訪問看護ステーションの他の保健師等、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名精神科訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、ハの場合にあっては週1日を限度として算定する。

イ 所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師又は作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1日に1回の場合 | 4,500円 |
| (2) 1日に2回の場合 | 9,000円 |
| (3) 1日に3回以上の場合 | 14,500円 |

ハ 所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行う場合 3,000円

- 9 1及び3については、夜間又は早朝に指定訪問看護を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として2,100円を所定額に加算し、深夜に指定訪問看護を行った場合は、深夜訪問看護加算として4,200円を所定額に加算する。

- 10 1及び3については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が、医科点数表の区分番号1016に掲げる精神科在宅患者支援管理料1(ハを除く。)又は2を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき、1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、精神科複数回訪問加算として、それぞれ4,500円又は8,000円を所定額に加算する。

- 11 利用者が次のいずれかに該当する場合は、所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合については、この限りでない。

イ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院等の医師又は看護師若しくは准看護師が配置されている施設に現に入院又は入所している場合

ロ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている場合

ハ 他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護(区分番号01の注2及び注4の場合を除く。)を受けている場合(次に掲げる場合を除く。)

- (1) 区分番号01の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が現に他の1つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合
- (2) 精神科特別訪問看護指示書の交付の対象となった利用者であって週4日以上指定訪問看護が計画されているものが現に他の1つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合
- (3) 区分番号01の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者であって週7日の指定訪問看護が計画されているものが現に他の2つ以下の訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合

02 訪問看護管理療養費

1 月の初日の訪問の場合

- | | |
|-------------------|---------|
| イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 | 12,400円 |
| ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 | 9,400円 |
| ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 | 8,400円 |
| ニ イからハまで以外の場合 | 7,440円 |

2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) 3,000円

注 1 指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーション

(イ、ロ及びハについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションに限る。)であって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医(保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の医師に限る。以下同じ。)に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、利用者又はその家族等に対して当該基準に規定する24時間の対応体制にある場合(指定訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。)には、24時間対応体制加算として、月1回に限り、6,400円を所定額に加算する。ただし、当該月において、当該利用者について他の訪問看護ステーションが24時間対応体制加算を算定している場合は、算定しない。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者に限る。以下この注において同じ。)に対して、当該基準に定めるところにより、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、特別管理加算として、月に1回を限度として2,500円を所定額に加算する。ただし、特別な管理を必要とする利用者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者については、5,000円を加算する。
- 4 指定訪問看護を受けようとする者であって、保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中のものの退院又は退所に当たり、当該訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、当該保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院の主治医又は職員と共同し、当該者又はその看護に当たっている者に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合には、退院又は退所後の最初の指定訪問看護が行われた際に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回に限り8,000円を所定額に加算する。ただし、区分番号01の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、当該退院又は退所につき2回に限り加算できる。
- 5 注4に規定する者が注3本文に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある場合には、特別管理指導加算として、更に2,000円を所定額に加算する。
- 6 退院時共同指導加算は、他の訪問看護ステーションにおいて当該加算を算定している場合(区分番号01の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者にあつては、当該加算を2回算定している場合)は、算定しない。
- 7 指定訪問看護を受けようとする者が、退院支援指導を要する者として別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合に、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院日に当該保険医療機関以外において療養上必要な指導を行ったときには、退院支援指導加算として、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた際に6,000円(区分番号01の注10に規定する別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときにあつては、8,400円)を加算する。ただし、当該者が退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合においては、死亡日又は再入院することとなったときに算定する。
- 8 訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、在宅患者連携指導加算として、月1回に限り、3,000円を所定額に加算する。
- 9 訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、在宅で療養を行っている利用者であつて通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、当該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科

医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は医科点数表の区分番号B005の注3に規定する介護支援専門員若しくは相談支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、それら者と共同で療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時等カンファレンス加算として、月2回に限り、2,000円を所定額に加算する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士が、当該利用者(医科点数表の区分番号I016に掲げる精神科在宅患者支援管理料2を現に算定する利用者に限る。)に対して、当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関と連携して、支援計画等に基づき、定期的な訪問看護を行った場合には、精神科重症患者支援管理連携加算として、月1回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定額に加算する。

- イ 精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合 8,400円
ロ 精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合 5,800円

- 11 別に厚生労働大臣が定める者について、訪問看護ステーションの看護師又は准看護師が、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録を受けた登録喀痰吸引等事業者又は同法附則第20条第1項の登録を受けた登録特定行為事業者と連携し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為(以下この項において「喀痰吸引等」という。)が円滑に行われるよう、喀痰吸引等に関してこれらの事業者の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合には、看護・介護職員連携強化加算として、月1回に限り2,500円を所定額に加算する。

03 訪問看護情報提供療養費

- 1 訪問看護情報提供療養費1 1,500円
2 訪問看護情報提供療養費2 1,500円
3 訪問看護情報提供療養費3 1,500円

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村(特別区を含む。)又は都道府県(以下「市町村等」という。)に対して、当該市町村等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該市町村等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費1を算定している場合は、算定しない。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部(以下「義務教育諸学校」という。)への入学時、転学時等により当該義務教育諸学校に初めて在籍することとなる利用者について、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該義務教育諸学校からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該義務教育諸学校に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費2を算定している場合は、算定しない。

3 3については、保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院(以下この注において「保険医療機関等」という。)に入院し、又は入所する利用者について、当該利用者の診療を行っている保険医療機関が入院し、又は入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うに当たって、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該保険医療機関に指定訪問看護に係る情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該保険医療機関に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費3を算定している場合は、算定しない。

04 訪問看護ターミナルケア療養費

- 1 訪問看護ターミナルケア療養費1 25,000円

2 訪問看護ターミナルケア療養費2

10,000円

注1 1については、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。)又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに準ずる施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表の1に規定する看取り介護加算その他これに相当する加算(以下「看取り介護加算等」という。)を算定している利用者を除く。)に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

2 2については、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る。)に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

3 1及び2については、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合には、算定しない。

7. 医療保険給付の対象となるサービスの利用料金(1 回当たり)(料金表参照)

- 当事業所が提供するサービスは、医療保険より給付されますが、負担金については、自己負担割合によって支払い料金は異なります。
- 医療保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- 利用者ご本人に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、個別看護サービス計画に定められます。
- 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- 利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問看護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて医療給付費体系により計算されます。
- 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、別途料金表参照。

※ 医療保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦利用料金を実費にていただき当社より領収書を発行いたします。

8. 給付の対象とならないサービス

- ① 医療保険の基本の時間を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。
- ② 通常の事業実施区域(さいたま市)以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の実施地域を越える地点から交通費をご負担していただきます。(料金表参照)

9. 利用料金のお支払方法

- ① 1か月ごとに計算し、月末締めで清算し翌月にご請求書を発行いたします。お支払方法は、口座振替となります。
- ② 契約時、事前に所定の用紙をお渡ししますので申し込んでいただきます。ご利用者又はご家族の希望する所定の金融機関より原則として毎月28日に自動引落しとなります。
尚、お手続きが済むまではゆうちょ銀行よりお振込みをしていただきます。
- ③ ご入金の確認されますと領収証を発行します。

10. 訪問看護サービスの中止

利用予定日の前に、利用者ご本人の都合により、サービスの利用を中止の場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者ご本人の特段等の事由がある場合は、この限りではありません。

① ご利用日前日 17:30 までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用日当日 8:30 までにご連絡いただいた場合	1 日の利用料の 10%
③ ご利用日当日 8:30 までにご連絡がなかった場合	1 日の利用料の 20%

11. 訪問看護サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でご相談してください。当社職員がお伺いいたします。訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 主治医が居る方は事前に教えていただければと思います。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ ご利用者が病院等に入所した場合
 - ・ ご利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合がございます。

12. サービスご利用のために

事 項	有無	備 考
看護サービスマニュアル	○	さまざまな障害や症状の方、いろいろな看護環境に対応いたします
専門職員への研修の実施	○	年1回全体研修会、月1回部別ミーティングその他、随時看護協会研修

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 緊急時の対応方法

事業者は、サービスの提供中に利用者の容態に急変が生じた場合、その他必要があった場合は、臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じます。また、家族や家族の代表、管理者等へ連絡をいたします。

15. 事故発生時の対応

事業者は、サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族や家族の代表、地域包括支援センターや担当の居宅支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、契約書に基づき対応いたします。

16. 非常災害発生時の対応

大規模災害が発生した時、もしくは発生が予想される時点に対処するため、別に「ハピネスケア株式会社 災害時 防災マニュアル」を定め、あらゆる災害に対し備えるものとします。

17. サービス内容に関する相談・苦情のお取り扱い

(1) 当事業所におけるご相談・苦情受け付け窓口

当社の訪問看護サービスに関するご相談・苦情および訪問看護サービス計画にもとづいて提供しています各サービスについてのご相談・苦情を承ります。また、個人情報の取り扱いについても苦情・相談を承ります

○受付相談 担当：管理責任者 程 塚 洋 子（不在時は、職員及び事務職員）

○受付時間 月～金 8:30～17:30まで（土曜日・日曜日・祝日及び12月30日～1月3日を除く）

電話番号 048-682-2280

(2) 行政機関その他苦情受付期間

当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口、埼玉県医療安全相談窓口にご相談することができます。

埼玉県医療安全相談窓口（国民健康保険・老人保健）埼玉県国保医療課 電話 048-830-3361

（社会保険） 埼玉社会保険事務局 電話 048-823-4701

年 月 日現在

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な項目を説明しました。

（事業所）ハピネスケア株式会社 みぬま訪問看護ステーション 説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けサービス提供開始について同意しました。

年 月 日

（利用者）住 所 _____ 氏名 _____

（代理人）住 所 _____ 氏名 _____